

石川に心理カウンセリングを定着させる会（通称：CCI ぷらす） 規約

（名 称）

第1条 本会の名称を、石川に心理カウンセリングを定着させる会（通称：CCI ぷらす）（以下本会と言う）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、心理カウンセリング等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) カウンセリング等イベント企画、準備、運営活動
- (2) 北陸近郊イベントでの出張カウンセリング活動
- (3) 福祉施設等傾聴ボランティア活動
- (4) その他目的を達成するための活動

（事務所）

第4条 本会の事務所は、石川県金沢市石引 2-22-21 に置く。

（組 織）

第5条 本会は一般社団法人カウンセラーカレッジ石川認定ハートケアサポーター養成コース（またはそれに準ずるもの）修了者で前条の目的に賛同する個人と特別賛助会員により構成する。

（会 費）

第6条 本会の入会時にのみ入会金として 2,000 円徴収するものとする（活動ユニフォーム購入料金込）。

（役員の種類）

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長（会計兼務） | 1名 |
| (4) 監 事 | 1名 |

（選出の方法）

第8条 本会役員については、会員の互選により選出する。

（会 議）

第9条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

（任 期）

第10条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日とする。

(会計)

第12条 本会の経費は、参加者による各イベント参加費等より運営するものとする。本会は特別賛助会員から別途定めた会費を徴収することができる。

(監査と報告)

第13条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。

(付則)

この規約は、令和3年5月10日から実施する。

一部改定：令和3年6月22日

一部改定：令和4年3月28日